



山形県公報

平成18年11月21日(火)
第1794号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                   |                   |      |
|-----------------------------------|-------------------|------|
| 県議会定例会の招集.....                    | (財 政 課) ...       | 1453 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....               | (村山総合支庁福祉課) ...   | 1454 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....               | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....             | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....   | ( 同 ) ...         | 1455 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....   | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....       | ( 同 ) ...         | 1456 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....       | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....     | ( 同 ) ...         | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1457 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....               | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同    |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                        |   |
|------------------------|---|
| 山形県教育委員会11月定例会の招集..... | 同 |
|------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                   |      |
|-------------------|------|
| 政治団体の設立.....      | 1458 |
| 政治団体の届出事項の異動..... | 同    |
| 資金管理団体の指定.....    | 1459 |

### 公 告

|                           |                   |   |
|---------------------------|-------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同 |
| 一般競争入札の公告.....            | (出 納 局) ...       | 同 |

## 告 示

山形県告示第1046号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成18年11月30日山形市に招集する。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第1047号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|-----------------------------------|------------------------------------------|-------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号 | アサヒサンクリーン株式会社ばるびあ天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号    | 短期入所生活介護    | 平成18.10.10 |
| 株式会社アイエス<br>山形市宮町一丁目7番18号         | ベル宮町<br>山形市宮町一丁目7番18号                    | 特定施設入居者生活介護 | 同 10.20    |
| フットヘルパー山形合同会社<br>山形市五十鈴一丁目8番56号   | フットヘルパー山形<br>山形市五十鈴一丁目8番56号              | 訪問介護        | 同 10.25    |
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252番地        | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2 - 202号 | 訪問介護        | 同 11. 1    |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地       | やすらぎの里半郷<br>山形市蔵王半郷字石高79番7               | 通所介護        | 同 11. 2    |

## 山形県告示第1048号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                              | 指定年月日      |
|----------------------------|------------------------------------------|------------|
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252番地 | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2 - 202号 | 平成18.11. 1 |

## 山形県告示第1049号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                              | 介護予防サービスの種類     | 指定年月日      |
|-----------------------------------|------------------------------------------|-----------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目2番15号 | アサヒサンクリーン株式会社ばるびあ天童<br>天童市南小畑四丁目9番18号    | 介護予防短期入所生活介護    | 平成18.10.10 |
| 株式会社アイエス<br>山形市宮町一丁目7番18号         | ベル宮町<br>山形市宮町一丁目7番18号                    | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 同 10.20    |
| フットヘルパー山形合同会社<br>山形市五十鈴一丁目8番56号   | フットヘルパー山形<br>山形市五十鈴一丁目8番56号              | 介護予防訪問介護        | 同 10.25    |
| 株式会社白峰<br>山形市大字大森字池ノ下252番地        | 高齢者支援センター はびねす大森<br>山形市大字風間1206番2 - 202号 | 介護予防訪問介護        | 同 11. 1    |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地       | やすらぎの里半郷<br>山形市蔵王半郷字石高79番7               | 介護予防通所介護        | 同 11. 2    |

|                              |                                      |            |         |
|------------------------------|--------------------------------------|------------|---------|
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204番地 | スマイルやまのべ福祉用具サービス<br>東村山郡山辺町大字山辺204番地 | 介護予防福祉用具貸与 | 同 11. 6 |
|------------------------------|--------------------------------------|------------|---------|

## 山形県告示第1050号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地      |                  | 変更年月日      |
|-----------------------------------|-----------|------------------|------------------|------------|
|                                   |           | 変 更 前            | 変 更 後            |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 訪問介護      | はーと&はーと訪問介護事業所   | ハート&ハート訪問介護事業所   | 平成18. 9.13 |
|                                   |           | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 訪問看護      | はーと&はーと訪問看護事業所   | ハート&ハート訪問看護事業所   | 同          |
|                                   |           | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 通所介護      | はーと&はーとデイサービス事業所 | ハート&ハートデイサービス事業所 | 同          |
|                                   |           | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |

## 山形県告示第1051号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地      |                  | 変更年月日      |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------|
|                                   | 変 更 前            | 変 更 後            |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | はーと&はーと居宅介護支援事業所 | ハート&ハート居宅介護支援事業所 | 平成18. 9.13 |
|                                   | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |

## 山形県告示第1052号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地             | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地      |                  | 変更年月日      |
|-----------------------------------|-------------|------------------|------------------|------------|
|                                   |             | 変 更 前            | 変 更 後            |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 介護予防訪問介護    | はーと&はーと訪問介護事業所   | ハート&ハート訪問介護事業所   | 平成18. 9.13 |
|                                   |             | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 介護予防訪問看護    | はーと&はーと訪問看護事業所   | ハート&ハート訪問看護事業所   | 同          |
|                                   |             | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |
| 有限会社ハート&ハートケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 介護予防通所介護    | はーと&はーとデイサービス事業所 | ハート&ハートデイサービス事業所 | 同          |
|                                   |             | 山形市南栄町二丁目8番11号   |                  |            |

山形県告示第1053号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                               | 居宅サービスの種類   | 廃止年月日      |
|--------------------------------|-------------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社福祉のひろば<br>酒田市穂積字上市神139番地の5 | 福祉のひろば 山形営業所 指定訪問介護事業所<br>山形市大字吉野宿624番地の1 | 訪 問 介 護     | 平成18. 9.25 |
| 有限会社はなまる<br>天童市久野本四丁目15番20号    | はなまるケアサービスセンター<br>天童市久野本四丁目15番20号         | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 10.31    |
| 有限会社はなまる<br>天童市久野本四丁目15番20号    | はなまるケアサービスセンター<br>天童市久野本四丁目15番20号         | 特定福祉用具販売    | 同          |

山形県告示第1054号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                         | 廃止年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------|
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号 | 社団法人山形県接骨師会相原介護支援事業所<br>村山市楯岡楯2番12号 | 平成18.10. 1 |

山形県告示第1055号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日      |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------|------------|
| 有限会社はなまる<br>天童市久野本四丁目15番20号 | はなまるケアサービスセンター<br>天童市久野本四丁目15番20号 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成18.10.31 |
| 有限会社はなまる<br>天童市久野本四丁目15番20号 | はなまるケアサービスセンター<br>天童市久野本四丁目15番20号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

## 山形県告示第1056号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成18年11月13日

## 山形県告示第1057号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。  
平成18年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 齋 藤 晃 一 | 新庄市大字本合海172 |

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第18号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。  
平成18年11月21日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年11月22日(水) 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 山形県文化財保護条例第4条の規定に基づく有形文化財の指定について
  - (3) 山形県文化財保護審議会臨時委員の委嘱について
  - (4) 教職員の人事について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年11月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 斉藤智志後援会   | 渡部敏朗   | 樋口俊宏     | 東置賜郡川西町大字小松1753-1 | 平成<br>18.10.12 |
| 飯沢けんじ後援会  | 四釜文男   | 目黒伸一     | 長井市館町南3-1-1       | 同<br>10.16     |
| 中野信吾後援会   | 中野信吾   | 中野英夫     | 山形市大字風間96番地       | 同<br>10.20     |
| 弘山会連合会    | 佐藤 司   | 蘆田厚子     | 酒田市亀ヶ崎四丁目5-64     | 同<br>10.30     |
| 門馬徹を応援する会 | 原田 斎   | 山口道雄     | 上市市美咲町1-6-47      | 同              |

山形県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年11月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

政 党

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 内 容          |            | 届出年月日          |
|--------------|------------|--------------|------------|----------------|
|              |            | 新            | 旧          |                |
| 自由民主党朝日支部    | 代 表 者      | 佐藤 征 勝       | 伊藤 恒 彦     | 平成<br>18.10.20 |
|              | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市大字高岡55-21 | 鶴岡市砂川字前田72 |                |
| 民主党山形県第3区総支部 | 代 表 者      | 近藤 洋 介       | 関 口 修      | 同<br>10.30     |
|              | 会 計 責 任 者  | 木 島 悠 子      | 阿 部 仁 悦    |                |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 異動事項  | 内 容     |         | 届出年月日          |
|----------|-------|---------|---------|----------------|
|          |       | 新       | 旧       |                |
| こじま卓二後援会 | 代 表 者 | 斎 藤 周 次 | 相 川 精 二 | 平成<br>18.10.24 |
| 須貝孝後援会   | 代 表 者 | 庄 司 孝 行 | 矢 作 明 志 | 同<br>10.27     |

## 山形県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年11月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|---------|-----------|-------------|--------|------------|
| 中野信吾   | 山形市議会議員 | 中野信吾後援会   | 山形市大字風間96番地 | 中野信吾   | 平成18.10.20 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年11月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あらた
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 緑
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市北新町一丁目1番43号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は介護に欠ける地域住民に対して、介護支援及び生活支援に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とパートナーシップをもった新たな介護システムなど地域システムの構築をはかり、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献していくことを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、木造軸組加工システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年11月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成18年12月13日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量 木造軸組加工システム 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成19年3月20日（火）
  - (4) 納入場所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成18年11月28日（火）午前11時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。